

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

○文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

昭和三十一年九月二十九日

条例第十五号

改正 昭和三三年二月八日条例第三号

昭和三四年七月一三日条例第三五号

昭和三五年一二月二七日条例第二四号

昭和三八年三月三〇日条例第八号

昭和三九年一〇月七日条例第四三号

昭和三四年一〇月一五日条例第一八号

昭和三七年七月二〇日条例第二四号

昭和三八年一二月一五日条例第二六号

昭和三九年七月二〇日条例第一八号

昭和三七年四月一日条例第二〇号

昭和三九年三月一六日条例第二号

昭和三九年六月三〇日条例第二六号

昭和三一年三月一七日条例第二号

昭和三三年三月二五日条例第三号

平成二年三月一五日条例第三号

平成三年三月二二日条例第四号

平成三年七月八日条例第二六号

平成四年三月一三日条例第三号

平成五年三月一一日条例第三号

平成八年三月二九日条例第二号

平成一〇年三月二三日条例第五号

平成一一年一二月一六日条例第四八号

平成一二年三月二三日条例第三六号

平成一三年三月二一日条例第九号

平成一四年一二月六日条例第三八号

平成一四年一二月六日条例第四五号

平成一五年一二月八日条例第三七号

平成一七年一二月八日条例第六九号

# 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

平成一八年三月九日条例第八号

平成一九年三月一日条例第七号

平成二一年五月二九日条例第一八号

平成二一年十一月二七日条例第三三号

平成二二年六月二一日条例第一八号

平成二二年十一月二六日条例第二九号

平成二四年一二月七日条例第七八号

平成二五年一二月九日条例第四七号

平成二六年一二月一一日条例第三四号

平成二七年三月一三日条例第三〇号

平成二七年一二月九日条例第八二号

平成二九年一二月七日条例第三〇号

令和元年一二月九日条例第二八号

令和三年二月九日条例第二号

(この条例の目的)

第一条 文京区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び勤務に関しては、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(給料)

第二条 教育長の給料額は、別表第一のとおりとする。

(旅費)

第三条 教育長が公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の九種とし、その額は別表第二による。

(その他の給与)

第四条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

(支給方法等)

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

の百五十二・五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の適用を受ける職員の例による。

（勤務）

第六条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

（規則への委任）

第七条 この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。
- 2 第二条及び第五条の規定については、昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間、東京都文京区長・助役・収入役給与条例等の一部を改正する条例（昭和五十九年三月文京区条例第一号）による改正後の東京都文京区長・助役・収入役給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）による額を適用する。

付 則（昭和三三年二月八日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

付 則（昭和三四年七月一三日条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日から適用する。

付 則（昭和三五年一二月二七日条例第二四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表（一）の改正規定は、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定により昭和三十五年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和三八年三月三〇日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

付 則（昭和三九年一〇月七日条例第四三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。
- 2 改正前の規定により昭和三十九年九月分として支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和四三年一〇月一五日条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

付 則（昭和四七年七月二〇日条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年七月一日から適用する。

付 則（昭和四八年一二月一五日条例第二六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十一月一日から適用する。
- 2 改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定により昭和四十八年十一月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和五四年七月二〇日条例第一八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和五七年四月一日条例第二〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間、調整手当及び期末手当の額は、改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による額とする。

付 則（昭和五九年三月一六日条例第二号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 3 昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に、東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例に基づき支払われた給与は、この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例付則第二項の規定に基づき支払われた給与とみなす。

付 則（昭和五九年六月三〇日条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和六一年三月一七日条例第二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十一年一月一日から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（昭和六三年三月二五日条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成二年三月一五日条例第三号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年十月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成三年三月二二日条例第四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第五条第一項の規定の適用については、平成三年三月三十一日までの間、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十二」とする。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成三年七月八日条例第二六号）

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第一の規定は、平成二年十月一日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の別表第一の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則 (平成四年三月一三日条例第三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第一の規定は、平成三年十月一日から適用する。ただし、第四条及び第五条第一項の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の別表第一の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則 (平成五年三月一一日条例第三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第一の規定は、平成四年十月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の別表第一の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則 (平成八年三月二九日条例第二号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

付 則 (平成一〇年三月二三日条例第五号抄)

(施行期日)

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成十一年一二月一六日条例第四八号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成十二年三月二三日条例第三六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成一三年三月二一日条例第九号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第四五号）

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

付 則（平成一五年一二月八日条例第三七号）

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

付 則（平成一七年一二月八日条例第六九号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年三月九日条例第八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月一日条例第七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、（中略）第二条中文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例第五条の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 （前略）第二条の規定による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）第五条第三項の規定は、平成十八年四月一日から適用する。この場合において、（中略）第二条の規定による改正前の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ（中略）改正後の教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

(平成十九年三月に支給する地域手当に関する特例措置)

- 3 平成十九年三月に支給する地域手当の額は、(中略)改正後の教育長給与等条例第五条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される地域手当の額から、給料月額に百分の二を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

付 則 (平成二一年五月二九日条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二一年一月二七日条例第三三号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、(中略)第二条中文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例第五条第三項の改正規定(「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に改める部分に限る。)(中略)は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二二年六月二一日条例第一八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則 (平成二二年一月二六日条例第二九号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる規定を除く。) 公布の日

二 第一条中第五条第二項及び別表第一の改正規定 平成二十二年十二月一日

三 第二条の規定 平成二十三年四月一日

付 則 (平成二四年一月二七日条例第七八号)

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

付 則 (平成二五年一月二九日条例第四七号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

付 則 (平成二六年一月二一日条例第三四号)

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

付 則 (平成二七年三月一三日条例第三〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

## 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、当該教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間、この条例による改正後の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例別表第一の規定は適用せず、この条例による改正前の文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例別表第一の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成二七年一二月九日条例第八二号）

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則（平成二九年一二月七日条例第三〇号）

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

付 則（令和元年一二月九日条例第二八号）

この条例中第一条の規定は令和二年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

付 則（令和三年二月九日条例第二号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

### 別表第一（第二条関係）

職名	給料月額
教育長	九十二万二千元

### 別表第二（第三条関係）

旅費の額
職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額